

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所

米国とアジア、オーストラリア、ニュージーランドまたは太平洋諸島間の  
航空券を購入した場合、  
和解金を受け取れる可能性があります。

本通知は、連邦裁判所の承認を受けています。これは、勧誘ではありません。

- 本通知は、お客様の権利への影響と全日本空輸（「ANA」）との 5800 万ドルの和解金に関する情報が記載されていますので、よくお読みください。
- この和解には 3 つの集団が含まれます。一般に、以下に記載する個人または法人が含まれる可能性があります：
  - 2005 年 2 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日までに、ANA または日本航空インターナショナル（「JAL」）から航空券を購入し、燃料サーチャージを支払った場合、または
  - 2000 年 1 月 1 日から 2006 年 4 月 1 日までに、ANA または JAL から「里帰り（つまびき 帰郷）」料金にて航空券を購入し、この航空券に米国発、日本着の区間が少なくとも 1 区間含まれている場合、または
  - 2000 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 1 日までに、13 社の航空会社（ANA および以下に記載の航空会社を含む）のうちの 1 社から航空券を購入し、この航空券に米国発、アジアまたはオセアニア着の区間が少なくとも 1 区間含まれている場合。
- これは本件において裁判所が承認した最終通知です。太平洋を横断する航空券の価格に関する過去 2 回の和解が、以下の航空会社との間で成立しました：ニュージーランド航空、チャイナエアライン、エバー航空、フィリピン航空、キャセイパシフィック航空、JAL、マレーシア航空、カンタス航空、シンガポール航空、エールフランス、タイ国際航空およびベトナム航空（以下総称して「被告」）。
- ANA は本件の和解に合意しています。本通知は、ANA との間の和解案の詳細、およびこの訴訟におけるお客様の権利をお知らせするものです。
- 追加情報、重要文書、本件の最新情報については、ウェブサイト [www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧ください。

この和解におけるお客様の法的権利と選択肢	
請求の申請	これは、支払いを受け取る唯一の方法です。請求用紙の最も早い締め切りは、 <b>2020 年 2 月 15 日</b> ですが、和解が成立して請求の提出が有効になってから 120 日間の猶予があります。
離脱する	和解からの離脱を求める場合、和解金の分与を得る資格はなくなります。ただし、この訴訟と同様の法的な権利主張について、ご自身で ANA に訴訟を起こす権利を保持します。和解からの離脱は <b>2019 年 9 月 13 日</b> までに行わなければなりません。
和解への異議申立	裁判所に対し文書にて、この和解に異議を唱える理由を説明してください。和解への異議申立は <b>2019 年 9 月 13 日</b> までに行わなければなりません。
聴聞会に行く	和解に関して裁判所で意見を陳述することを求めます。
何も行動しない	お客様は和解から現金を回収せず、かつ訴訟の主題である行為に対して ANA を個別に訴えるために現在持っているあらゆる権利を放棄します。

これらの権利と選択肢およびこれらを行行使する期限は、本通知に説明されています。

## この通知の内容

<b>基本情報</b> .....	3ページ
1. 本通知の内容は？	
2. 本訴訟は何に関してか？	
3. 集団訴訟とは？	
<b>対象となる消費者</b> .....	4ページ
4. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすれば分かりますか？	
5. 旅行会社は集団に含まれますか？	
<b>和解による和解金</b> .....	5ページ
6. この和解では何が提供されますか？	
7. 受け取れる金額はどれくらいですか？	
<b>和解金の受け取り方法</b> .....	5ページ
8. どうすれば和解金を受け取ることができますか？	
9. いつ和解金を受け取れますか？	
<b>集団訴訟を続ける</b> .....	5ページ
10. 集団訴訟に残った場合、何を放棄することになりますか？	
<b>集団訴訟からの離脱</b> .....	6ページ
11. どのように集団から離脱できますか？	
12. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？	
13. 離脱した場合にも和解金は得られますか？	
<b>和解に対する異議申立または発言</b> .....	7ページ
14. どのようにして和解に異議を申し立てたり意見を述べたりできますか？	
15. 集団からの離脱と和解に対する異議申立との違いは何ですか？	
<b>お客様の代理を務める弁護士</b> .....	8ページ
16. 私の代理を務める弁護士はいますか？	
17. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？	
<b>公正聴聞会</b> .....	8ページ
18. 公正聴聞会はいつどこで行われますか？	
19. 私は、聴聞会に出席する必要がありますか？	
20. 聴聞会で発言できますか？	
<b>詳細情報を入手</b> .....	8ページ
21. 詳細情報をどこで入手することができますか？	

## 基本情報

### 1. 本通知の内容は？

本通知は、全日本空輸（「ANA」）との和解が、お客様の権利に影響する可能性のあることを、法廷がこの和解を承認するか否かを決定する前にお知らせするものです。お客様がいずれかの和解集団に含まれる場合、行使することができる法的権利および選択権を有します。

カリフォルニア州北部地区の連邦地方裁判所が本件を主宰します。本件は、*太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟*、MDL No. 1913 と呼ばれます。訴えを起こした者を原告、訴えられた企業を被告と呼びます（質問 2 を参照）。

### 2. 本訴訟は何に関してか？

この訴訟はもともと、13 社の被告が米国とアジア／オセアニアの間の航空券の価格固定に合意したことを訴えるものでした。結果として、航空券の購入者は、必要以上の金額を支払った可能性があります。当該訴訟の被告は以下の通りです：ANA、ニュージーランド航空、チャイナエアライン、エバー航空、フィリピン航空、キャセイパシフィック航空、日本航空インターナショナル（「JAL」）、マレーシア航空、カンタス航空、シンガポール航空、エールフランス、タイ国際航空およびベトナム航空。

この訴訟はさらに、ANA および JAL が、米国と日本間の航空券価格および／または燃料サーチャージを固定することに合意したと訴えています。この訴訟は、ANA および JAL が、2005 年 2 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日の間に、航空券の燃料サーチャージを設け、値上げすることに同意し、2000 年 1 月 1 日から 2006 年 4 月 1 日の間に、米国に居住する日本人が日本へ渡航するために販売された割引料金である *里帰り*、つまり「帰郷」料金と呼ばれる特定の料金の航空券代を固定することに同意したと訴えています。結果として、航空券の購入者は、必要以上の金額を支払った可能性があります。

ANA は、少なくとも 2000 年 4 月 1 日から 2004 年 4 月 1 日の間に米国で販売した太平洋線航空輸送において、割引航空券の価格固定に関して罪を認めました。有罪答弁は、本件で主張される燃料サーチャージの申し立てには適用されません。

以前にも、太平洋を横断する航空旅行に関係する和解は、2015 年に被告のうちの 8 社（JAL を含む）と、2018 年に被告のうちの 4 社と成立していることに注意してください。これらの和解金の総額は 89,402,000 ドルです。

### 3. 集団訴訟とは？

集団訴訟では、同様の申し立てを行う集団または「クラス」の人々を代表して「集団代表者」と呼ばれる 1 人以上の人々が訴訟を起こします。集団訴訟では、裁判所は集団から離脱した者を除き、すべての集団訴訟構成員のために争点を解決します。本件では、和解契約に記載される複数の集団が存在します。

## 対象となるお客様

### 4. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすれば分かりますか？

この和解には 3 つの集団が含まれます。日本集団 (和解集団 I)、*里帰り* 集団 (和解集団 II)、および和解集団 III です。

**日本和解集団**には、以下が含まれます: 2005 年 2 月 1 日に開始し、2007 年 12 月 31 日に終了する期間の間に、米国発で、米国と日本間の区間が少なくとも 1 区間含まれている旅客航空輸送の航空券を、JAL もしくは ANA またはその前任会社、子会社もしくは関連会社から直接購入したすべての個人および法人。燃料サーチャージを含んでいない航空券は、日本集団から離脱します。国際航空運送協会 (International Air Transport Association)「運賃調整会議 (Tariff Coordinating Conferences)」で合意された反トラスト適用除外料金は、日本集団から離脱します。賞品または報償旅行として限定的に取得した航空券または 90 パーセントの割引で取得した児童が使用する航空券は、日本集団から離脱します。政府機関、被告企業、その親会社、子会社または関連会社、および被告企業その他の商業航空会社の役員、取締役、従業員、代理店および近親者からの購入も、日本集団から離脱します。

**里帰り和解集団**には、以下が含まれます: 2000 年 1 月 1 日に開始し、2006 年 4 月 1 日に終了する期間の間に、米国発で、米国と日本間の区間が少なくとも 1 区間含まれ、米国と日本以外の国への旅行が含まれていない*里帰り*料金の航空券を、JAL もしくは ANA またはその前任会社、子会社もしくは関連会社から直接購入したすべての個人および法人。政府機関、被告企業、その親会社、子会社または関連会社、および被告企業の役員、取締役、従業員、代理店および近親者からの購入は、*里帰り*集団から離脱します。*里帰り*特別料金および前売り*里帰り*料金の購入も離脱します。

**和解集団 III**には、以下が含まれます: 2000 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 1 日までの間のいずれかの時点で、被告企業、またはその前身会社、子会社、もしくは関係会社から、米国発で、米国とアジアまたはオセアニア間の区間が少なくとも 1 区間含まれている旅客航空輸送の航空券を直接購入したすべての個人および法人。政府機関、被告企業、訴訟の元被告企業、その親会社、子会社または関連会社、および被告企業の役員、取締役、従業員、代理店および近親者からの購入は、集団から離脱します。

これら 3 つの和解集団は相互排他的ではありません。*里帰り*和解集団および日本和解集団のすべての構成員は、和解集団 III の構成員です。

### 5. 旅行会社は集団に含まれますか？

いいえ。旅行会社は、旅行会社であるため、単純に集団には含まれません。旅行会社は、質問 4 に記載される 3 つの集団に含まれる航空券を自己の使用目的で、個人的に購入した場合のみ、集団に含まれます。裁判所は、旅行会社がお客様に和解を知らせるために必要な、いかなる合理的な手段を講じることも希望する旨を説明しています。

## 和解による和解金

### 6. この和解では何が提供されますか？

裁判所は、総額 89,402,000 ドルで 12 件の和解を既に承認しました。

この ANA との和解では 58,000,000 ドルが提供されます。和解金の一部は、集団訴訟の通知、管理費および弁護士費用や経費の支払いに使用されます。集団訴訟構成員への支払い後に金銭が残り、経済的に分配が実行可能である場合は、裁判所の承認するチャリティに寄付されます。和解契約に関する詳細は、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) でご覧いただけます。

各集団に分配される金額は以下の通りです：(1) 日本和解集団への分配金は 39,440,752.50 ドル、(2) 里帰り和解集団への分配金は 11,059,247.50 ドル、(3) 和解集団 III への分配金は 7,500,000.00 ドルです。分配に関する詳細は、ウェブサイトでご覧になれます。

### 7. 受け取れる金額はどれくらいですか？

現時点では、集団訴訟の権利のある各構成員がどの程度受け取れるかは不明です。支払いを受け取るには、有効な請求用紙を提出する必要があります。時間と費用を節約するため、支払いは訴訟結審後に行われます。

適格な請求については、各集団に該当する認定された請求の和解金が、割当て計画案に従って比例分配されます。しかしながら、既に請求された申し立てに基づく、和解集団 III に類似した集団をもつ、本件における以前の和解金の平均支払い額は、請求された適格な航空券 1 枚あたり 5 ドルの範囲内になるだろうと推定されます。里帰り集団と日本集団は過去に申し立ての履歴がないため、これらの集団については航空券 1 枚あたりの推定ができません。申立管理者は、請求期限直前に以前の和解に関する数多くの申し立てを受け取っており、これらの申し立ては、いまだ監査の対象になっていません。結果として、適格と確定した請求された航空券の数は減少する可能性があり、対応する適格な請求の間で割り当てられる補償金額は増加する可能性があります。これらの和解集団は、和解契約の一部としてアジア／オセアニア発の旅程に関する請求権を放棄しません。

## 和解金の受け取り方法

### 8. どうすれば和解金を受け取ることができますか？

和解金を受け取るには、請求用紙に記入し、オンラインで提出するか、書面で郵送してください。過去に和解金を請求していても、補足的な請求フォーム(ウェブサイトにて入手可能)を提出し、お客様が里帰り集団および日本集団に参加する資格があるかどうかを申立管理者が決定できるようにする必要があります。さらに、和解集団 III に関しては、以前の一部の和解集団と比べて集団訴訟の対象期間が長くなります。以前の請求用紙で事前に公表されなかったフライトに対して、和解集団 III の和解金が考慮されることを希望する場合、以前の請求用紙にこれらのフライトに関する情報を追加する必要があります。請求用紙の最も早い締め切りは、2020 年 2 月 15 日ですが、和解が成立して請求の提出が有効になってから 120 日間の猶予があります。請求用紙の記入に関する追加情報は、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧いただくか、1-800-439-1781 へお電話ください。

### 9. いつ和解金を受け取れますか？

支払いを受ける権利のある和解集団の構成員は、裁判所が和解の最終承認を与え、不服請求が解決された後に、支払いを受け取ります(下記の「公正聴聞会」を参照)。不服請求がある場合、それらの解決には時間がかかる場合があります。急がず、ご辛抱ください。

## 集団訴訟を続ける

### 10. 集団訴訟に残った場合、何を放棄することになりますか？

何もしない場合、お客様は自動的に集団にとどまることとなります。お客様は、すべての裁判所命令に法的に拘束され、本件の法的な権利主張について、ANA を個別に提訴する、または訴訟を継続することができなくなることを意味します。離脱した場合、集団への今後の分配から、いかなる金銭も受け取れなくなります。

和解金の支払いの見返りに、ANA はこの訴訟の根拠となっている事実に関する申し立てから解放されることとなります。和解契約には、放棄される権利について記載されていますので、よくお読みください。これが何を意味するかについて質問がある場合、

質問 16 に記載されている弁護団に無料で問い合わせるか、ご自身の弁護士に問い合わせることができます。和解契約および具体的な権利放棄については、www.AirlineSettlement.com で閲覧できます。

## 集団訴訟からの離脱

### 11. どのように集団から離脱できますか？

和解に参加しないと決めた場合、これらの集団から離脱しなければなりません。離脱する場合、本和解からいかなる和解金も受け取ることができません。お客様は裁判所命令に拘束されず、本件の争点について、ご自身で ANA を提訴する権利を維持します。

集団から離脱するには、書状(以下「離脱の要求」)を郵送しなければなりません。記載必須事項は以下の通りです：

- お客様の氏名、住所、電話番号、
- 日本集団、*里帰り*集団、*および*／*または*和解集団 III からの離脱を希望し、ANA との和解から離脱していること(例えば、「私／私たちは、太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟における日本集団／*里帰り*集団／和解集団 III から離脱することを要求します。」)を記した陳述書、および
- お客様の署名。

離脱の要求は、2019 年 9 月 13 日の当日消印有効で、以下の宛先にご郵送ください：

Transpacific Air Settlement  
Exclusions  
P.O. Box 2209  
Faribault, MN 55021-1609

### 12. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？

いいえ。離脱しない限り、お客様は本和解にとどまり、ANA を個別に提訴する権利を放棄することになります。

### 13. 離脱した場合にも和解金は得られますか？

集団から離脱した場合、和解から支払いを受ける資格はありません。

## 和解に対する異議申立または発言

### 14. どのようにして和解に異議を申し立てたり意見を述べたりできますか？

和解の状況に対して異議があれば、以下の住所に文書を送ることによって、お客様の意見を裁判所に表明することができます。記載必須事項は以下の通り：

- お客様の氏名、住所、電話番号、
- 事件の名称および番号（太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟、カリフォルニア州北部地区事件番号 3:07-cv-05634-CRB）、
- 少なくとも1つの和解集団の構成員である証拠、
- 公正聴聞会への出席を意図しているかどうかの通知、
- あなたを弁護している弁護士の氏名、住所、電話番号、
- あなたの異議申立に関する具体的な詳細、
- お客様の署名。

異議を申し立てることによって、承認への否認を裁判所に求めることができます。裁判所に別の和解を求めることはできません。裁判所は、本和解の承認または否認だけを行うことができます。裁判所が承認を否認した場合は、和解金の支払いはなされず、訴訟が続きます。お客様がそれを望む場合、異議を唱えてください。

時宜を得た書面による異議申立を行った場合、本人またはお客様自身の弁護士を通じて最終承認聴聞会に出席することができますが、義務ではありません。ご自身の弁護士を通じて出席する場合、この弁護士の雇用と費用の支払いはお客様の責任のもとに行われます。

2019年9月13日（当日消印有効）までに、意見か異議を以下の裁判所の住所に郵送しなければなりません：

Clerk's Office  
United States District Court for the  
District of Northern California  
450 Golden Gate Avenue  
San Francisco, CA 94102

本人が出席する場合は、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所であればどこでも異議申立を行うことができます。

### 15. 集団からの離脱と和解に対する異議申立との違いは何ですか？

集団から離脱する場合は、あなたが和解への参加を希望しないことを裁判所に伝えることになります。そのため、和解金を受け取る資格がなくなり、和解に対する異議を申し立てることもできなくなります。異議申立は、単に和解について何らかの不満があることを裁判所に伝えることを意味します。異議申立により、申し立てを行う資格がなくなることはなく、支払いを受け取る資格を失うことにもなりません。

## お客様の代理を務める弁護士

### 16. 私の代理を務める弁護士はいますか？

裁判所は、お客様とその他のすべての集団訴訟構成員を代表するものとして、以下の法律事務所を弁護団として指名しています：

Cotchett, Pitre & McCarthy LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010	Hausfeld, LLP 600 Montgomery Street Suite 3200 San Francisco, CA 94111
--	---

和解に関して疑問がある場合は、集団訴訟弁護団またはご自身の弁護士に、ご自身の負担において相談することができます。

### 17. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？

皆様から集団訴訟弁護団への支払いは別途発生しません。集団訴訟弁護団は、和解の最終承認に関して弁護士報酬を請求します。本通知に記載されている和解契約に関しては、集団訴訟弁護団が請求する費用は、和解金の3分の1を超えません。集団訴訟弁護団はさらに、合理的な訴訟費用の返済を求めます。集団訴訟弁護団は、払い戻しを受けなかった訴訟費用のうち170万ドルを超えない範囲で請求しますが、この金額は、現時点からこの和解の最終合意および和解金の分配までの間にさらなる費用が派生した場合、増額することもあります。和解金から求められる弁護士費用および経費の最終金額は、「原告による弁護士費用の申立および合理的な訴訟費用の返済」に記載され、これは異議申立の期限の35日前までに裁判所に提出され、本和解に関するウェブサイトに掲載されます。

## 公正聴聞会

### 18. 公正聴聞会はいつどこで行われますか？

裁判所は、**2019年10月18日午前10時**に、米国地方裁判所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102)17階の第6法廷で公正聴聞会を開催します。公正聴聞会は、追加の通知なしに日時を変更することがあります。公正聴聞会の日時および場所についての最新情報は、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧いただくか、1-800-439-1781までお電話ください。この公正聴聞会で裁判所は、和解が公平、合理的、適切であるかどうかを検討します。異議申立や意見がある場合、裁判所はその場で検討します。聴聞会后、裁判所は、和解を最終的に承認するかどうかを決定します。この決定に要する時間は不明です。

### 19. 私は、聴聞会に出席する必要がありますか？

いいえ。集団訴訟弁護団が、裁判所の質問に答えます。ただし、自費負担で出席していただいても構いません。異議申立か意見を送った場合、お客様がこれについて話すために出席する必要はありません。期限内に文書による異議を郵送した場合、裁判所はこれを検討します。弁護士を自費で雇ってお客様の代わりに出席してもらうこともできます。

### 20. 聴聞会で発言できますか？

質問14に記載されているように、和解に対する異議申立か意見を送った場合は、公正聴聞会で発言する権利が発生します。

## 詳細情報の入手

### 21. 詳細情報をどこで入手することができますか？

本通知には和解の概要が記載されています。和解に関する詳しい情報、および和解の正確な条件については、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) にある和解契約をご覧いただくか、電話(1-800-439-1781)で、または書面(宛先は Transpacific Air Settlement, P.O. Box 2209, Faribault, MN 55021-1609)でお問い合わせしていただくことにより入手できます。

和解に関する詳細情報は、集団訴訟弁護団にお問い合わせで入手することもできます：



Cotchett, Pitre & McCarthy LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010	Hausfeld, LLP 600 Montgomery Street Suite 3200 San Francisco, CA 94111
--	---

本件の法廷訴訟事件一覧表にアクセスすることにより、公式法廷ファイルのコピーを有料で入手することもできます：

- <https://ecf.cand.uscourts.gov> で、裁判所のパブリックアクセスから法廷電子記録(PACER)システムにアクセスする、または
- 月曜日～金曜日、午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分(法廷休日を除く)に、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の裁判所書記官事務所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102)を訪問する。

**この和解や請求の経過について尋ねるために、裁判所や書記官事務所に電話をかけることはお控えください。**